

貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I. 流動資産	1,572,625	I. 流動負債	275,441
現金及び預金	22,168	買 掛 金	35,556
売 掛 金	69,403	1年以内返済長期借入金	104,818
商品及び貯蔵品	30,489	リ ー ス 負 債	5,176
販売用不動産	1,051,587	未 払 金	53,374
前 払 費 用	35,838	未 払 法 人 税 等	13,442
未 収 入 金	127,214	未 払 消 費 税 等	16,560
短期貸付金	235,539	未 払 費 用	22,073
そ の 他	593	預 り 金	10,117
貸倒引当金	△ 208	前 受 金	717
		賞 与 引 当 金	13,602
II. 固定資産	2,413,607	II. 固定負債	2,506,281
1. 有形固定資産	2,233,562	長 期 借 入 金	1,245,868
建物及び付属設備	394,129	リ ー ス 負 債	8,953
構 築 物	450,905	長 期 未 払 金	3,555
機械及び装置	138,400	資 産 除 去 債 務	7,340
車 輛 運 搬 具	1,718	預 り 保 証 金 等	224,468
工具器具備品	16,698	入 会 保 証 金	676,000
土 地	1,208,363	大 修 理 基 金	333,600
リ ー ス 資 産	12,918	役員退職慰労引当金	6,496
その他有形固定資産	10,427		
2. 無形固定資産	5,012	負 債 の 部 合 計	2,781,722
電 話 加 入 権	1,746		
ソ フ ト ウ ェ ア	3,140	純 資 産 の 部	
その他無形固定資産	125	I. 株主資本	1,204,510
3. 投資その他の資産	175,032	1. 資 本 金	50,000
会 員 権	5,150	2. 資 本 剰 余 金	634,777
出 資 金	100	資 本 準 備 金	24,807
差 入 保 証 金	84,191	そ の 他 資 本 剰 余 金	609,970
繰 延 税 金 資 産	34,371	3. 利 益 剰 余 金	519,732
破 産 更 生 債 権 等	1,729	そ の 他 利 益 剰 余 金	519,732
貸倒引当金	△ 509	繰越利益剰余金	519,732
		純 資 産 の 部 合 計	1,204,510
資 産 の 部 合 計	3,986,233	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,986,233

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 蓼科 SS 油脂類 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

② 上記以外の商品及び貯蔵品 …… 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

③ 販売用不動産 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

下記区分により、下記に表示する減価償却方法を採用しております。

① 定額法 建物、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物

② 定率法 上記以外の有形固定資産

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備え、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、ゴルフ場運営、別荘販売および別荘・水道・温泉等の管理料が主な収入になります。又、その他にガソリンスタンド運営収入等があります。これらの財又はサービスの販売及び提供については、引渡時点において顧客が当該財又はサービスに対する支

配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

（会計方針の変更に関する注記）（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

当社は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

当該変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。